

令和元年11月定例会 総務委員会（付託）

令和元年12月9日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第15号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料1）

神谷警務部長

私からは、追加提出議案でございます条例案について、御説明します。

お手元の総務委員会説明資料（その2）の1ページ目を御覧ください。

I、提出案件の1、その他の議案等にありますが（1）条例案、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について、御説明します。

まず、これらの条例の改正の理由ですが、令和元年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要があるためでございます。

次に、改正の概要ですが、まず、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明します。

給料表の改定については、全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとしております。

諸手当の改定については、住居手当について、家賃の支払月額が2万5,000円以下の警察職員には、その支払月額から1万4,000円を差し引いた額を支給し、家賃の支払月額が2万5,000円を超える警察職員には、その支払月額から2万5,000円を差し引いた額、これを2分の1にした額に1万1,000円を加算した額を支給することとし、その支給額の上限を2万8,000円とすることとしております。

続きまして、勤勉手当について、令和元年12月期の支給割合を0.05月分、100分の5引き上げ、100分の97.5とすることとしております。

ページが変わりまして、2ページ目になります。

その上で、令和2年分以後は、6月期の支給割合を0.025月分、100分の2.5引き上げ、100分の95とする一方、12月期の支給割合をその分引き下げ、100分の95とすることで平準

化を図ることとしております。結果的に、令和元年分以後、年間の支給割合が0.05月分、100分の5上がることとなります。

次に、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について、御説明します。

警察職員の勤勉手当の引上げと同様の措置をとることとし、一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を0.05月分、100分の5引き上げることとしております。

なお、これらの改正に関して、給料表については平成31年4月1日、勤勉手当・期末手当については令和元年12月1日及び令和2年4月1日、住居手当については令和2年4月1日から、それぞれ適用されることとしております。

以上が、条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

根本警察本部長

私からは、令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、本県の治安情勢につきましては、資料の左上段のとおり、刑法犯認知件数及び交通事故発生件数とも、減少傾向が続いてございます。このような治安情勢の下、県警察は、平成29年に策定しました警察署再編整備等総合計画に基づき、警察署の統合、交番・駐在所の施設整備、阿南・阿波運転免許センターの整備、更に働き方改革等に取り組んできたところでございます。

次に、資料中央の来年度の重点5項目について、説明いたします。

まず、身近な犯罪の抑止につきましては、DV、ストーカーや児童虐待事案のほか、高齢者等を対象とした特殊詐欺被害の防止に向け、自治体や関係機関・民間事業者等との連携を一層強化し、各種取組を進めてまいります。

また、重要犯罪等の徹底検挙につきましては、捜査手法の高度化により、重要事件の早期検挙に努めてまいります。

また、交通死亡事故の抑止につきましては、交通事故死者数のうち約7割を占める高齢者に対する交通安全対策や子供の通学路等の安全確保に努めてまいります。

さらに、大規模災害、テロ等への対処につきましては、南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる災害に迅速・的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携による実戦的訓練等のほか、警察署庁舎の防災機能の強化、装備資機材の整備充実に努めてまいります。

最後に、組織基盤の強化につきましては、現在、夜間・休日を問わず24時間体制で警察官が活動する交番の拡充などを柱とする、地域警察再編計画の策定作業を進めているところであり、来春にも公表することとしております。また、警察施設の長寿命化に資する個別施設計画の策定作業も併せて進めております。さらに、若手や女性職員らによるプロジェクトチームやワーキンググループの意見なども積極的に取り入れ、組織運営に反映させてまいりたいと考えております。

以上、令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針について御説明いたしました。

引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

今、本部長から説明がありました、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンの中で、24時間体制の交番を増やしていくということで進められている具体的計画については、来年2月の公表に向けて検討を進められていると聞いておりますけれども、先日の本会議におきまして、今後10年間をおおむね3期に分けて、段階的に実施していくというふうな内容の答弁がなされたと思いますが、まずはその趣旨についてお伺いしたいと思います。

船本企画課長

地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンに基づきます具体的計画についてでございます。

主に、交番の拡充等を内容とするものでございますが、新たな道路の供用や企業の進出等、変化する治安や地域情勢等に柔軟に対応できるものでなければならないと認識してございます。計画は、今後10年間をおおむね3期に分けて、来春に実施するものを第1期計画といたしまして、その後、おおむね5年後までに、また10年後までにと段階的に実施していくことを想定しております。

中山委員

来春から交番化を進めるとのことですけれども、あと4か月を切っているところであるため、現段階でもう既に決定している場所があるのでしょうか。

船本企画課長

来春に実施いたします第1期計画でございますけれども、主に、これまで統合した阿波吉野川警察署、美馬警察署の両警察署管内におきまして、複数の駐在所を統合いたしまして交番を拡充し、更なる警察力の強化を図ろうというものでございます。

また、阿波吉野川警察署と美馬警察署のそれぞれの分庁舎でございます、阿波庁舎、つるぎ庁舎につきましては、来春、幹部警察官を配置の上、夜間・休日を問わず24時間体制で警察官が活動する交番として運用を開始する予定としております。

中山委員

交番化して24時間、警察の方が常駐していただくことは、付近の住民にとって非常に有り難いことであり心強いと思いますが、阿波庁舎、つるぎ庁舎は、現在、道路使用許可申請や車庫証明の申請などの業務を取り扱っていると思います。最初に、船本課長が地域の情勢に柔軟に対応するという趣旨のことをおっしゃっていたのですが、それと反比例して利便性が悪くなるのではないかと思います。窓口業務は今後どうされる予定でしょうか。

船本企画課長

阿波庁舎，つるぎ庁舎の各分庁舎では，現在，運転免許更新事務や道路使用許可などの許認可業務を行っているところでございます。各分庁舎の交番化に伴いまして，原則，許認可窓口は，それぞれの本庁舎に集約することとなります。

ただし，最も住民の方に身近な免許更新事務については，来春，各警察署の窓口を集約することとしておりますけれども，松茂町の運転免許センターのほかに新たに，阿南市，阿波市を加えました，三つの運転免許センターで実施するというように進めております。

中山委員

さきの委員会におきましても，阿南警察署と那賀警察署の統合で，地域住民の利便性が悪くなるのではないかというふうな議論がなされまして，いろいろ対策を講じているということをお聞きしておりますので，今後，進める統廃合，交番化に対して，決して住民の生活に支障を来すことがないように，しっかりと対策を考えていただきたいと思います。

同時に，地域住民にとって身近な存在である駐在所が，統廃合されるのは非常に不安を抱える問題だと思います。つい先日も，私の地元の小松島市和田島町の人たちに向けて住民説明会があったと聞いておりまして，懇切丁寧に説明をしていただいて，おおむね了解しないといけないという話を耳にしました。

今後，いろんな所で交番化していくということは，駐在所がなくなる地域もあると思うのですが，それに対して，やはり懇切丁寧な説明が必要だと思いますけれども，今後どのようにしていかれるのか，今の現状も含めて教えていただきたいと思います。

船本企画課長

地域住民の方への説明ということでございます。

現在，警察本部の幹部職員が中心となりまして，県下全域で，地域住民の方々に対する説明会を実施しております。第1期計画の対象となる管内の住民の方々にも，繰り返し説明会等を実施しているのが現状でございます。

本計画の推進に当たりましては，住民の方々の御理解と御協力が何よりも重要であると考えておりまして，引き続き，丁寧な説明に努めるとともに，効果的な情報発信活動によりまして，周知を図ってまいりたいと考えております。

中山委員

今，急激な人口減少社会において，住民の人たちも，人口が減って空き家が目立っていったら，周辺に人がいなくなっている状況の中で，いろんな所に交番を置くわけにはいかないということは頭では分かっています。しっかりと，現状を真摯に説明していただければ，そんなの駄目だというような反対はないと思いますので，今後も24時間体制で治安を守るということを説明していただいて，納得してもらおうように頑張りたいと，応援したいと思います。

次に，いよいよ来年，東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されるのですが，さきの6月議会におきまして，パラリンピックの競技にもなっております，タンDEM自転車

車の規制緩和についての質問がありました。私も、トライアスロンをしている関係でロードバイクに乗っているのですが、スポーツ用の自転車というのは、スピードが時速50キロメートルくらい出ます。しかも、タイヤが細いので、小石やマンホール、ウェットな状態の路面などにすごく反応して、滑りやすくなって非常に危険です。

特にタンDEM自転車は、2人以上、長いものは五、六人つながって同じ自転車をこぐので、1人でこぐより危ないと思うのですが、パラリンピックにも競技があるということで、全国的に自転車熱が向上していますし、ましてや自転車王国とくしまをうたっている以上、そして何より、さきの本会議で大鳴門橋の自転車通行の安全性が確認されたということで今後、自転車が通れるようなことも視野に入れて検討していきたいというふうなことになっております。

我々、自転車愛好家にとっては、いろんなことを整備していただいて、いろんな種類の自転車で走れるということは、車で走るよりも景色がよりきれいに感じやすいし、徒歩よりも遠くに行けて便利なので、是非、進めていただきたいと思うのですが、まず、本県以外では、タンDEM自転車が走れる所があると思うのですが、今の徳島県の状況と、どのような規制があるのか教えていただきたいと思います。

住友交通企画課長

タンDEM自転車につきましては、複数のサドルとペダルが装着されまして、複数人が乗車の上、同時にペダルを踏み走行することができる自転車であります。

公道走行の可否や乗車人員につきましては、都道府県公安委員会が定める公安委員会規則により規定されております。本年4月1日現在、一般公道で走行が認められておりますのは24府県で、徳島県で走行できる道路は自転車専用道路に限定され、一般公道での走行は認められていません。

現在、県警察や道路管理者、自転車関係団体等で構成いたしております自転車活用検討委員会における議論などを踏まえまして、一般公道における走行の可否について、調査・研究を進めているところでございます。

中山委員

24府県でもう既に使用を認めているということで、本県については、自転車専用道路でしか認めていないという話ですが、本県には自転車専用道路がほとんどないので、タンDEM自転車の普及や自転車王国とくしまを目指している本県にとっては、余りメリットがない。確かに、2人以上で自転車をこぐのは非常に危険だと思いますけれども、やはり糖尿病死亡率がワーストということもあったり、いろんなスポーツの機会を県民の皆様を感じていただく必要があると思います。

是非とも前向きに、誰もが使用できるように、今の道路状況を考えると、自転車専用道路を造ってほしいと言ってもなかなかすぐにはできないので、本県に見合うような形で、しっかりと安全面に考慮しなければならないということは分かりますけれども、県民、また使用する人たちにしっかりと周知していただいて、安全に乗れるような対策をとった上で規制の枠を外していただきたいと思うのですが、今後、どのようにしていただけるのか教えていただきたいと思います。

住友交通企画課長

先ほども申しましたとおり、現在、県警察や道路管理者、自転車関係団体などで構成いたしております自転車活用検討委員会における議論などを踏まえまして、一般公道における走行の可否について、調査・研究を進めているところでございます。

引き続き、委員会における議論や調査・研究などにより、明らかになりました課題などを検討することといたしております。今年度中にも方向性をお示ししたいと考えております。

中山委員

何度も言いますように、来年、東京2020オリンピック・パラリンピックがありまして、そういうふうな競技を間近に目にするようになったら、やはり興味も出てくると思うので、なかなか歩くことが少ない県民にとって、自転車はスポーツに入りやすいと思います。当然、歩く以上に危険ですけれども、十分注意したら、いろんな景色を楽しめるし、遠くまで行けるというメリットもあります。それを、タンDEM自転車のように2人で乗ると、楽しみも倍増になると思うので、できるだけ早い機会に規制緩和を考えていただきたいと、強く要望したいと思います。

最後に、毎年この時期にお願いしているのですが、飲酒運転による事故がなかなか減らない。50万円や100万円と高い罰金になっても、なかなか減らずに事故が発生しているというふうなことをお聞きしています。まずは、今年の飲酒運転による事故の状況を教えていただきたいと思います。

住友交通企画課長

今年の飲酒運転を原因とする交通事故につきましては、11月末現在、発生件数が35件で前年同期比マイナス2件、死者は4人で前年同期比マイナス3人、負傷者は38人で前年同期比マイナス6人と、前年と比べまして減少しております。

中山委員

御答弁がありましたように、事故件数も死者数も減ってるといえば減っているのですが、相変わらず飲酒運転で事故を起こす数というのは、決して少ない数ではないと思います。いろんな団体等とも飲酒運転をやめるよう広報啓発しているにもかかわらず、しかも罰則が重くなっているにもかかわらず、なかなか減らない。皆さんも努力していただいているとは思いますが、やはり飲酒運転は、重大事故を起こしやすいと思うのであってはならないことでもありますし、絶無としていかなければいけないと思います。

今一度、徳島県警察の年末年始に向けての決意を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

船本交通部長

県警察は、これまで、飲酒検問等の指導取締りの強化、関係機関団体との連携による飲酒運転根絶に向けた広報啓発等を推進しているところでございます。飲酒運転の根絶に向

けては、飲酒運転をしない・させない・許さないといった、県民一人一人の規範意識の高まりが何より重要と認識しております。

明日から年末年始の交通安全県民運動がスタートいたしますが、期間中、飲酒運転等、重大事故につながる悪質性の高い違反取締りの強化のほか、関係機関団体と連携の上、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進することとしており、この運動を契機として、更なる交通事故の抑止に向け、努力してまいります。

中山委員

力強い御答弁を頂きました。飲酒の機会が増える年末年始でございます。飲酒運転による事故は、本人はもとより通行人にも影響を及ぼす可能性がありますので、飲酒運転による事故防止に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います、強く要望しまして終わります。

増富委員

県警察が管理する未利用財産の利活用について、質問をさせていただきたいと思いません。

ただいま、中山委員からの質問にもありましたし、一般質問では警察の個別施設計画について質問されたわけでございます。当然ですが、県有財産は県民から付託された貴重な財産でありまして、適切な維持管理は当然のことながら、財政負担の軽減からも、既存ストックの有効活用や遊休財産の速やかな売却が求められていると思います。

そこで、警察署、交番・駐在所等の施設について、どのように管理されているのか。また、そのうち現在利用されておらず、今後も利用することがない施設はどの程度あるのか、お聞きしたいと思います。

高橋会計課長

委員からのお話にもありましたように、県警察では警察署、交番・駐在所、宿舍と、非常に多くの財産を管理しております。管理に当たりましては、警察本部会計課、拠点整備課、また警察署のほうで適切に管理している状況であります。

現在、県警察が管理する土地・建物のうち、今後、利用する計画のない未利用財産は、土地につきましては7か所、建物につきましては5か所あります。土地の上に建物が建っているケースもありますので重なっておりますけれども、内訳を言いますと、土地につきましては、旧交番・駐在所用地が4か所、旧職員宿舍用地が3か所、建物につきましては、交番・駐在所、一部宿舍も入りまして5か所という状況であります。

増富委員

思ったよりも少ないように思うのですが、当然、未利用財産については、例えば土地でありましたら草が生えてきます。また、老朽化した施設については、危険が及ばないように予算が投入されていると思うのですが、未利用財産の維持管理に係るコストはどれくらいなのか、お聞きしたいと思います。

高橋会計課長

維持管理に係るコストであります。

委員からのお話にもありましたように、雑草の除去等に係る経費が年間35万円程度となっております。また、外壁のはがれなど、古い宿舎もありまして危険が生じないように、その都度、修繕を実施しておりますので、年間おおむねどれくらいかとは言えませんが、昨年度であれば年間155万円程度を支出しております。

増富委員

未利用となった土地や施設は、売却する流れになると思うのですが、売却する場合どのような手順を踏んで売却に至るのか、お聞きしたいと思います。

高橋会計課長

最終的に未利用となった財産は、売却という形を取ります。これまでも、旧運転免許センターや職員宿舎を売却しております。

県警察が管理する土地・建物で未利用となったものにつきましては、まず、警察部内で利活用を考えることとしております。部内で利活用の計画がない場合は、県の関係機関、知事部局や教育委員会等に照会します。その後、更に国や市町村にも照会しますが、公的な利用がない場合は、県の会議を経まして売却手続を取るものであります。

売却手続は、一般競争入札等を含めて行いますが、いろいろな売却方法がありますが、オークションサイトに掲載する等のいろいろな工夫をしまして、早期売却に向けた手続を取っている状況であります。

増富委員

既存ストックの有効活用ということで、運転免許センターの移転や旧の交番施設をNPO団体に貸しているということも聞いております。未利用財産の利活用については、どのようにお考えなのか伺います。

高橋会計課長

既存ストックの有効活用の観点につきましては、知事部局等と連動して進めている施策でありますけれども、県警察では、これまで未利用となった財産についても、既存ストックの有効活用の観点から各種施策を推進しているところであります。

具体的には、平成26年には旧徳島空港ビルを運転免許センターに改築して整備したほか、徳島中央警察署管内にある助任町交番と統合した旧吉野本町交番、また大道交番として統合した旧新町交番の両施設は、NPO法人等に貸与しております。また、現在、三好市内の旧職員宿舎を解体中でありまして、その解体跡地は来年4月に、阿南市・阿波市の運転免許センターの設置に伴いまして、県南部・県西部で出張型免許更新を実施する予定でございまして、その駐車場として活用する予定であります。

その他、冒頭に質問がありました地域警察の再編計画で、統合される駐在所施設について、施設の現況や市町村から借り入れしている土地もあるので一概には言えませんが、施設の老朽状況や地域住民の方々のニーズを踏まえまして、警察官立寄所や地域安全活動の拠点として活用することも考えています。引き続き、有効活用の観点から財産の利

活用を検討してまいりたいと考えております。

増富委員

冒頭に施設の在り方等について説明も受けたし、また、中山委員の一般質問にもあったのですが、警察署や交番・駐在所の統廃合を進められているとのこととあります。統合による、スケールメリットを生かした警察活動や24時間体制の拠点が県下に整備されているということは非常に有り難いこととありまして、私が住んでいる所も駐在所はあるのですが、昼間も夜間もいてくれるということで、非常に頼もしく待ちわびている一人です。

そこで、本会議においても、施策と連動した施設の在り方等の答弁がなされたところでありますが、警察施設に特化した今後の在り方について、お伺いしたいと思います。

高橋会計課長

非常に多くの施設を抱えている、また老朽化している施設も多くあるという状況の中で、特に警察署は防災拠点となる施設でありまして、計画的な整備や適切な維持管理に努めなくてはならないと考えておりますけれども、これら施策には多額の経費を要するところでもありますので、コストの縮減や財政の平準化にも配慮しなければならないと認識しております。

今、進めている徳島県公共施設等総合管理計画では、統廃合や民間資金の活用、適切な維持管理による施設の長寿命化を進めていくという大きな目的があって、今後、県警察もそれに沿って施策を推進する必要があると考えています。中山委員の本会議質問にも答弁しましたが、施設の統廃合計画や長寿命化計画、場合によっては民間資金も活用し、より効率的な施設整備等を考えなくてはならないと考えております。

いずれにしましても、施設の適切な維持管理は、治安活動や災害対策に密接に関連することとありますので、計画的に進めてまいりたいと考えています。

増富委員

当然、この財産は県民から付託された貴重な財産でございますので、引き続き、未利用となった施設・土地については、早急に対応していただきたいと思っております。

もう1問は、本部長から説明があったのですが、児童虐待への対応についてお聞きしたいと思っております。近年、テレビや新聞等で児童虐待のニュースが目には飛び込んでくる毎日でございますが、ニュースの内容を見ても、見れば見るほど腹立たしく、無力な子供たちを虐待するのは言語道断であります。

そこで、お聞きしたいのですが、本年6月に改正児童虐待防止法が成立し、来年4月から施行されるということとあります。改正法では、親権者や里親、児童福祉施設長によるしつけとしての体罰禁止を明確にして子供の安全確保を図る、また、子供を一時保護するタイミングと、保護者の虐待による相談の支援という機能に応じて担当職員を分けて、介入機能を強化するということとあります。

この虐待について、徳島県警察はどのように対応しているのか、お聞きしたいと思います。

西岡生活安全企画課長

児童虐待に対しての県警察のスタンスですけれども、子供の安全確認と安全確保を念頭に、各種取組を行っているところでございます。当然、通報があれば現場に赴いて、安全確認を第一に行い、その後、児童相談所や学校等の関係機関・団体と連携を密にして、通告や保護など、適切に対応しているところでございます。

増富委員

いろんな形で警察で分かると思うのですが、例えば、通報や市町村からの連絡、児童相談所から相談もあると思いますが、そういうふうな報告があった場合には、警察がそういう所に行くのですか。

西岡生活安全企画課長

県警察におきましては、児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、各部門が連携し、児童虐待事案を担当する生活安全部門の警察官が中心となって、現場臨場して児童の安全を直接確認するなど、児童の安全を優先しているところでございます。

増富委員

市町村の職員が訪問したり、民生委員が訪問することで、向こうの方は一步引くというか、余り乗ってきていただけないということで、例えば、そこに警察官が1人でもいたら全然対応が違うというようなことを聞いたのですが、全ての事案に対して、やはり警察は行くべきであると思うし、行かなければならない。

今後、年末に向けて、いろんな形で出動があると思うのですが、事前にどうしても児童虐待をストップさせなければいけないので、児童相談所や市町村と連携を密にして、少しでもなくすように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

達田委員

今回の説明資料の中にも、交通死亡事故の抑止ということが書かれております。

先日の12月2日、小松島市江田町の県道で交通死亡事故があったと報道がされておりました。この死亡事故があった場所というのが、今年2月に開通した県道ですけれども、この県道が開通する以前に付近の住民の方から、このままでは危ない、市道を寸断して県道が通ったので、普通は寸断された部分は横断歩道が付くはずですがけれども、全く横断歩道もない、信号機もない、それから街路灯もないので非常に暗い、そういう状態では必ず重大事故が起きます、何とかしてくださいということで、付近の住民の代表の方と参りまして、県警察や県土整備部に要望書を提出して、本当に平身低頭でお願いしたところなんです。

悪い予測が当たってしまって、心配されていた所で死亡事故が起きてしまったということで、本当に残念でならないのですけれども、記事を見ますと、街灯もない片道一車線の直線道路、そして、横断歩道のない交差点付近を渡っていたというふうに書かれています。この記事を読みますと、横断歩道のない所を渡っていたのが悪いかのようになってし

まいますけれども、そうではなく、横断歩道を付けてくださいとお願いしていた所にもかかわらず、元々横断歩道がないから仕方なく、そこを渡っておられたのです。

こういうことがございますけれども、実際、どういう交通事故だったと認識しているのか、説明をしていただきたいと思います。

住友交通企画課長

どういう事故だったかという御質問でございますが、御質問の交通事故につきましては、12月2日午後6時40分頃、小松島市江田町の県道において、76歳の女性が歩いて道路を横断中、69歳の男性が運転する普通貨物自動車にはねられた事故でありまして、現在、原因等を捜査中でございます。

達田委員

事故が起きてしまって、後になっていろいろと言いましても、亡くなった命は返ってこないのです。交通事故の抑止ということをお考えであれば、住民の皆さんから、こんな状態では危ないですと指摘されているにもかかわらず、何もしてこなかった、この責任は非常に重いと思います。命は返ってこないのですけれども、第二、第三の事故が起きるようなことであってはいけないと思います。

要望書を見ますと、信号機のある横断歩道を付けてください、非常に暗いですから街灯を付けてくださいという切実な願いが寄せられているのですけれども、いまだに何もしていなかったというのは本当におかしいと思います。

住民の皆さんの声をどのように受け止めて、どうしようとしていたのかお尋ねしたいと思います。

住友交通企画課長

交通事故のありました県道につきましては、今年2月に新たに供用された道路でありまして、供用前には、地元住民の方々から各種要望があったことも承知しております。

この道路の供用に際しましては、地元住民の方々の御要望を踏まえまして、交通の安全と円滑の観点から、道路管理者との協議や通行量などの想定をいたしました。また、供用後におきましても複数回にわたり、現場における交通量調査などを実施いたしました。

その結果、開通区間におけます歩行者の安全通行や車両の円滑化の観点などから、総合的に判断いたしまして、現状の対応とさせていただいたところでございます。

達田委員

現状の対応というのはどういうことですか、もう一回言ってください。

住友交通企画課長

繰り返しになりますが、複数回にわたり現場における交通量調査を実施いたしまして、その区間における歩行者の安全通行や車両の円滑化の観点などから、総合的に判断して、現状の対応とさせていただいたところでございます。

達田委員

現在、信号機も付いていない、横断歩道もない、非常に暗い道で、住民の皆さんが指摘してから何も変わっていない、起こるべくして起こった事故だと言わざるを得ません。非常に残念なのは、最初から皆さんが何も言われてこなかったらともかく、非常に危ない、重大事故が起きますという指摘をされていたにもかかわらず、対策をとられてこなかった。

資料1の中に、交通死亡事故の抑止ということで、高齢者の安全確保、交通安全教育の拡充、運転免許自主返納の促進、子供の通行等の安全の確保と書かれておりますけれども、安全対策をしますということは一切書かれていない。県や県警察の責任というのが、本当に希薄であると言わざるを得ません。

横断歩道がない、信号機がない、もしこれがあつたらどうなっていたのだろうか、道路がもっと明るかったらどうなっていたらと思う言わざるを得ないのですけれども、そういう所が県内にもたくさんあるとお聞きしておりますけれども、現状で良いとお考えなのでしょうか。

住友交通企画課

今回、重大事故が発生したことにしましては、非常に重く受け止めているところであり、事故後、速やかに道路管理者と連携いたしまして現場点検を実施したところであります。

今後、この点検の結果を踏まえまして、交通安全施設の整備の検討や交通取締りなど、総合的な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

達田委員

人の命が亡くなってしまってから点検をする、対応をするでは遅いのです。人間は予測できる動物ですから、この予測に基づいて危ない所をないようにしてくださいとお願いしているにもかかわらず、何もしなかった。この責任は、非常に重大だと思います。

地元の皆さんが要望書を出しているにもかかわらず、結局、死亡事故が起きてしまったことについて、どのようにお考えでしょうか。

住友交通企画課長

先ほども申しましたが、今回の事故につきましては、非常に重く受け止めているところであり、事故後、現場点検を行い、道路管理者と連携いたしまして、安全対策について協議を実施したところであります。

今後、この結果を踏まえまして、交通安全施設の整備の検討や交通指導取締り等、総合的な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

達田委員

要望された地元の皆さんは、非常に心を痛めておられます。お願いしたのに何もできなかった、力不足だったということで、役員の皆さん、そして要望においでいただいた皆さんの心痛はいかばかりかと思うのです。

地元の皆さんが責任を感じられている状況ですけれども、県警察としてはどうなのでしょう、心の痛みはございますか。今の御答弁をお聞きしておりますと、機械的な感じがするのですけれども、どのように受け止めておられるのでしょうか。

住友交通企画課長

今回の事故が起きたことにつきましては、残念であり、繰り返しになりますが、非常に重く受け止めているところであります。

達田委員

これは、県土整備部のほうも大きな責任があると思います。急いで道路を造ったのだらうと思うのですけれども、市道というのは付近の皆さんの生活道路です。歩いて通る、自転車が通る、車が通るといのは当たり前です。それを寸断しながら、横断歩道も信号も付けない。夜間に歩行者がいるであろうことも予測できたにもかかわらず、街路灯もない。そして、その道路の端には大きな量販店が出来ていまして、量販店は24時間営業で明々しています。そこで買物をして、量販店を離れますと真っ暗です。非常に危ない、明るさの落差が大きい所です。

ですから、こういう道路を造った時に、自動車が通行するのに便利なようにだけ考えて、地元の皆さんの安全対策をどうするのか置き去りにされていると思うのです。まず、道路を造るときには、安全対策をどうするのかを初めに考えて対策を講じて、道路が出来上がったときには、横断歩道も信号も付いている、街路灯も付いているという状況にしていかなければいけないと思います。お金がないからとか言っている場合ではないと思います。人の命と引換えにはできないと思います。ですから、道路管理者と県警察が協力して安全な道路を造ることが、交通死亡事故の抑止に不可欠だと思うのです。

令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針の中に、安全な道路を設計し造っていくという一言を入れなければいけないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

高橋会計課長

令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針は、来年度予算に向けた編成をトピックス的に挙げさせていただいたものであります。当然、交通死亡事故の抑止に向けては、交通指導取締り、交通安全教育、更に交通安全施設整備の三本柱で進めております。本資料におきましては、来年度の予算編成に向けた項目を掲げておりまして、当然に交通安全施設の整備も重要であると認識しております。

達田委員

最後に、今後の安全対策について伺っておきたいと思っております。

実は、住民の皆さんが要望を持って来られた時に、こんな所がいっぱいあるというようなこととお話しされたのです。それで良いのかということなんです。いっぱいあるのだったら年中、県民は危険な目にさらされて生活しなければならない、それが当たり前というように受け止められてしまいます。

ですから、今後の交通安全対策、善処策をどのように進めていくのか、具体的に計画を立てて進めていかなければいけない問題だと思うのです。今後の対策についてどのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

船本交通部長

繰り返しの答弁になろうかと思えますけれども、本件につきましては、事故後、速やかに現場点検を実施するとともに、道路管理者と連携いたしまして対策を検討しているところでございます。

今後、信号機や交通標識・表示等の交通安全施設の整備につきましては、交通の安全と円滑を確保するために極めて重要であると認識しているところでございます。限られた予算の下ではありますけれども、これら施設の整備に当たりましては、道路の状況や車の通行実態等を踏まえまして、より効果的・効率的なものとなるよう努めているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、安全で快適な交通環境の実現に向けて、交通安全施設の整備はもとより、効果的な交通安全教育、悪質危険な違反取締りなどの総合的な対策に取り組んでまいり所存でございます。

達田委員

今回のような、重大事故が起きてから何かを行うというのではなく、ふだんから住民の皆さんの声を真摯に受け止めて対策を講じていくという姿勢を取っていただきたいと、お願いして終わります。

扶川委員

今の話をお聞きして、私の地元でも信号機を付けてほしいけれども、予算の関係で付けられないという話があちらこちらにあります。信号機全体の維持管理費の関係で、巨額の契約があつて増やせないという理由があるのであれば、その予算の推移がどうなっているのか、箇所数の推移がどうなっているのか、維持管理費がどうなっているのか、資料を頂ければと思います。他県と比較して、本当にそれが警察的に確保できない予算なのか、検討しなければならないと思います。

今回の事故に関して言うならば、信号機も横断歩道も街灯もない、三拍子そろってなかったというのは問題だと思います。せめて明かりだけでもあれば、事故が防げたかも分かりませんし、可能性の話ですけれども、検討の仕方が適切だったのかということも十分考えて、事故の起こりやすい状況は避けるべきだったのではないかと感想を持ちましたので、その辺も検証いただきたいと思えます。

それから、信号機を付ける際には、設置する道路の通行量のことをよく言われますが、それがどうなっているのかも教えてください。他県と比べて同じようなものか、全国的に決まっているものなのか、そのあたりも検討していただければどうかと、同じならそれでいいのですけれど、それをお願いして質問をさせていただきます。

自動車保管場所現地調査委託業務についてでございます。

これに対し板野郡の男性から、入札・契約業務に関して、県警察が業務を委託している

一般社団法人徳島県交通安全協会とのなれ合いによって、年間500万円もの損害が発生しているというような住民監査請求が出されておりました。平成30年11月に行われて、今年の2月に請求は棄却されましたけれども、その監査意見の中には、入札公告において、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人であること、過去3年間の契約実績を参加資格としていること、あるいは仕様書における自動車保管場所調査員の雇用条件等、幾つか検討を要することがあり、より一層、競争性を高める必要があるという監査意見があります。

そこで、この際、これまでの経緯や改善点等について教えてください。まず前提といたしまして、自動車保管場所現地調査業務の内容について教えてください。

高橋会計課長

自動車保管場所現地調査事務委託であります。

いわゆる車庫法というのがございまして、自動車登録を受けようとするときは、運輸支局に対して、警察署長が交付する車庫証明書を提出しなければ自動車登録ができない仕組みになっております。車庫証明書は、自動車保有者等が警察署長に申請し、警察署長は、申請どおり車庫が確保されているかどうかを現場で確認する必要があります。その調査事務を委託しております。

本県におきましては、那賀警察署を除く、各警察署に21名の調査員を配置している状況であります。

扶川委員

私もお願いしたことがありますので、そういうことだろうと思います。

監査報告書にあることを、私のほうからも説明します。入札状況ですけれども、この業務は平成25年5月契約までは随意契約でありました。監査結果報告によると、平成25年6月から予定価格が存在して、その落札率が99.4パーセント、平成26年6月から平成27年3月が一般競争入札になりまして99.2パーセントの落札率、平成27年6月から平成28年3月が99.5パーセント、平成28年6月から平成29年3月が98.7パーセントと、いずれの年度も1者だけの入札でありまして、非常に高い落札率となっております。

平成26年度、平成27年度、平成28年度の年度当初の4月、5月分は一般社団法人徳島県交通安全協会と随意契約しており、この随意契約金額によって、その業者は2か月分あれば大体1か月当たりどれくらいかというのが分かると思います。

その後、平成29年度から、前年度の3月中に、翌年の平成30年度末までの委託事務を一括して一般競争入札することができるようになります。しかし、そうしても平成29年度は落札率99.4パーセントで1者入札であります。平成30年度も落札率99.7パーセントで1者入札となっており、ここまで全て一般社団法人徳島県交通安全協会が落札しています。

ところが、平成31年度になりますと、一変して4者による入札となっており、結果は、従来どおり一般社団法人徳島県交通安全協会が落札しましたが、落札率が85パーセントに急落しました。額にしますと、平成30年度が税込みで約5,060万円だったものが、平成31年度は約4,320万円と差額740万円の委託をしております。

そこでお尋ねします。そもそも平成26年6月分から、随意契約から一般競争入札に移行

したのはどうしてですか。

高橋会計課長

平成17年当時に、政府の規制改革・民間開放推進会議がございまして、その議題の中で、交通関係業務の委託について議論されました。その後、警察庁から、当該業務は一般競争入札をすることが望ましいという指示を受けたところでございます。

過去のものでありまして、県警察に文書は残っておりませんのでつまびらかにすることは難しいのですが、この指示を受けてしかるべき対応をした、つまり一般競争入札等に移行したものであります。

扶川委員

それでも平成25年度まで随意契約が残った、それと平成28年度までの4月、5月分は随意契約となっているわけです。100万円以上の委託事務については随意契約が基本的にできないという規定がありますが、これは超えていなかったということでしょうか。

高橋会計課長

平成25年度以前が随意契約かどうかの文書は残っていませんけれども、そもそも平成17年に警察庁から指示がありましたので、競争制度に移行して契約していると思われませんが、文書がないので詳細は言えないというものであります。

単年度で2回の契約をしている、2か月分の随意契約、残り10か月分は入札による契約をしているのは、当時、条例に定める長期継続契約の対象事務ではございませんでした。長期継続契約事務は、地方自治法から出ておりまして県条例で定めておりますけれども、当時、この自動車保管場所現地調査事務は長期継続契約事務に含まれていなかったものでございます。したがって、長期継続契約事務でないということは、4月1日でなければ入札公告等ができないものであります。

平成28年度以降は、条例改正があり、当該事務は長期継続契約事務となりましたので、予算が成立する3月には一般競争入札ができるようになりました。したがって、1年間の契約を1回の入札において契約するものであります。

2か月間の随意契約については、平成24年当時、100万円を超える契約は地方自治法に違反するのではないかとの御指摘がありますけれども、一般競争入札に適さない場合や緊急を要する場合は認められるという地方自治法の条項を適用しておりますので、これをもって、法に違反するという御指摘には当たらないと考えております。

扶川委員

分かりました。いずれにしても、そういう疑義があるのですから、もう少し早く一般競争入札にすべきだったと思います。そのために、条例改正が必要なのであれば、要請して取り組むべきであったと思います。

平成28年度までは年度当初が随意契約だったために、委託を受けた一般社団法人徳島県交通安全協会は、1か月当たりの予定価格をほぼ予想できたと思います。一般競争入札になってからも、それを計算すれば、ほぼ予想できたということになるだろうと思います。

ですから、それが高い落札率につながったのだらうと思います。

それが急に平成31年度から変わったのは、今回の監査請求や監査結果に付けられた意見を踏まえて、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人であることや過去3年間の契約実績を参加資格としていることなど、そういう特殊な参加資格要件が他の業者を排除することになっていたとの認識を持って改めたのかというふうに理解しましたが、それによろしいですか。

高橋会計課長

今の御質問について数点お答えしますと、一つは、入札参加資格につきまして、過去3年間の契約実績があるとか、交通安全に係る業務をやっているかどうかというところがあります。まず、入札参加資格につきまして、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人というのは、一般的に交通法令に関するコンプライアンス意識を持っている法人であることを求めているものであります。過去3年間、同種の委託業務を締結したことがあることにつきましては、契約期間の途中で業務を辞退するようなことがないよう、過去の実績を重視したものでございまして、県警察としては、この入札公告の内容が明確で正当な目的があるものと考えておりまして、他の事業者を排除するものという御指摘には当たらないと考えております。

2点目は、調査員が業務の始業時に交通課長の指示を受けることは、他の事業者が参加し難いという御指摘がありましたけれども、確かに当該業務の仕様書には、業務の実施に対して、始業前には交通課長から指示を受けること、車庫の調査中、特異な事案があれば報告をすることとあります。これは、調査員が適切な業務を行うために履行すべき事項を定めているものでございまして、受注者が発注者の指示を受けることは当然のことであり、本件は毎日、確認の現場が変わるようになりますので、毎朝指示を受けることは一定の合理性があると考えております。したがって、この内容をもって事業者が入札に参加し難いという御指摘は当たらないと考えております。

また、平成31年度の落札率が85パーセントを割っているということですがけれども、今年度の契約額が低下した理由につきましては、参加要件を見直しました。先ほど言いました、交通課長の指示を受けることは残しておりますけれども、過去3年の実績であるとか、交通の安全に寄与するうんぬんに関して、見直したことによる一定の寄与はあったと考えております。それがどの程度あったかということにつきましては、来年度の入札結果等々を踏まえて推移を見極める必要があると考えていますので、現時点での分析やコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

扶川委員

3か年実績を積んでいる等については見直したということで、それがどれだけ今年度の85パーセントの落札率に寄与したかは現時点ではお答えできないと。しかし、率直に感想を申し上げますと、効果があったのだらうと思います。そういうことが、監査請求を行った男性から見たら、これまで一般社団法人徳島県交通安全協会を有利にするようなことをしてきて、それがなれ合い、官製談合という言葉につながったのではないかと思います。

もう一つ、なれ合いを疑われる理由として、一般社団法人徳島県交通安全協会の職員の

大半が県警察のOBだということも監査請求した男性は指摘しておりますが、この全体人数に占める割合はどのような状況になっているのか、お伺いします。

高橋会計課長

一般社団法人徳島県交通安全協会は、交通関係業務と関連して活動する団体ですけれども、入札業務に関しては、一企業であると認識しております。

住民監査請求における監査において、把握した状況に関して申し上げますと、一般社団法人徳島県交通安全協会の専務理事の前職は、平成25年度から平成28年6月までは元阿南警察署長、平成28年6月から現在の専務理事は、元徳島東、現中央警察署長であります。車庫調査員の元警察職員の人数は、平成25年度、平成26年度が21人中17名、平成27年度、平成28年度は21人中19名、平成29年度、平成30年度は21人中20名という状況であります。

扶川委員

OBの方が頑張っておられる職場だということは明らかです。こういうことが、そういう臆測を招いた一つの要因になっているわけです。

もう一つ伺いたいのですが、契約の内容について、全国の警察では、大部分が1件当たり700円、800円という金額を入札して件数を掛ける単価契約になっているけれども、県警察の場合は、全体をまとめて幾らという総価契約になっています。全国では単価契約なのに、県警察では総価契約としている理由について教えてください。

高橋会計課長

単価契約、総価契約という言葉が出てきましたけれど、これについて御説明させていただきます。

総価契約は、事業量の多寡にかかわらず、契約期間中の必要な人件費・物件費をまとめて総額でお支払いするものであります。他方、単価契約は、あらかじめ1件当たりの単価を設定いたしまして、実施した件数に応じて事業者を支払うものであります。

このメリット・デメリットは、発注者側、受注者側の見方によって異なるわけでありませけれども、総価契約の場合、事業量にかかわらず必ず人件費・物件費が支払われるということで、仮に事業が減ったとしても安定的にサービスが提供できるものであり、受注者側としても安定した収入があるので、安定した事業展開ができるようになります。他方、単価契約の場合は、事業量の多寡によって収入が変動しますので、場合によっては事業者の負担が高くなり、事業の安定性に影響を及ぼすというもので、そういうことを考えると、県警察の当該事務の場合は、総価契約が適当であると認識しております。

扶川委員

全国状況については既に教えていただきましたので私からは申し上げませんが、全国的に総価契約はほとんどなく、圧倒的に単価契約が多い。今後、総価契約を見直す予定はありますか。

高橋会計課長

都道府県警察によって異なり他県の事情は承知しておりませんが、自動車保管場所証明、いわゆる車庫証明書は行政手続法で、都道府県警察において標準処理期間を示すように決められております。

本県の場合は7日以内とされており、当然、管内の広さや特殊な事情等々を含めまして、標準処理期間内に車庫証明書を交付するためには、事業量にかかわらず、人員等を配置して確実に事業を遂行することが目的でありますので、現在のところ見直すという考えはございません。

扶川委員

監査請求された男性は、県警察においては、ここで取り上げた自動車保管場所現地調査委託業務だけでなく、一般競争入札における1者入札の業務が多いと。調べたところでは、104業務中27業務が1者入札になっているということも伺っております。

個人情報扱う業務を民間に任せることについては危険が伴うことが、今回の神奈川県庁のハードディスクの流出事件でも明らかです。民間業者よりも、元警察官で構成する業者だったら少々の安心感があるのかもしれない。私は、警察のOBで構成する業者に仕事を発注すること自体はおかしいと思いませんが、その場合には、今回県民が指摘したような、なれ合いが生じやすい側面があるというのは否定できないと思いますので、県に損害を与えてしまうような不当な優遇が絶対できないよう、業務の透明性を確保して、今回のような疑念を県民に抱かれないようにする必要があると思います。

監査意見にもあったように、具体的な改善を進めていく必要があると思いますが、そのほか今後、県警察としてどのような委託業務の改善を考えられているのか、お伺いします。

高橋会計課長

本住民監査請求の監査結果は、おおむね適正であるとの判断を頂いたところでありますけれども、警察業務をアウトソーシングする目的というのは、限られた警察力を、事件・事故の捜査や各種警察相談への対応等に向けることができるという大きな目的があって、県民の安全・安心を確保することになります。

県警察では、平成29年に策定した警察署再編整備等総合計画、この前段には、前年に大綱方針を示しておりますけれども、そこには運転免許センターの整備による集約化に向けて、交通関係業務の委託についての見直しを進めるということを書いております。現に来年、阿南・阿波の運転免許センターが設置されますけれど、これに伴い、スタッフの見直し等々がされるところであります。

したがって、現在、来年度予算の編成中でありまして、交通関係業務の委託の見直しについても検討を進めているところでありまして、来年度予算にも反映させてまいりたいと思っております。

扶川委員

その際に、先ほど申し上げたように、透明性の確保というのを進めていかないといけない。また同じように、なれ合いではないか、談合ではないかみたいなことを言われたいよ

う、きちんと取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

高橋会計課長

当然、これまでの入札に関しましても透明性を確保してきたところであります。引き続き、委員の御指摘も踏まえまして、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

あと1点、簡単にお伺いします。

5月の所管委員会、6月の総務委員会で、子供の交通事故防止について、滋賀県大津市における散歩中の園児が死亡した事故を受けまして、お尋ねしました。そこで、保育所の散歩コースの危険箇所を調べて、道路管理者に申入れをしてほしいということをお願いしました。6月議会においては、保育所や道路管理者と連携して、園児の散歩ルートなどについて、優先順位を定めて点検しているという回答を頂きました。

その後、保育所の危険箇所の点検について、進捗状況を教えてください。

住友交通企画課長

大津市の交通事故を受けまして、本年6月から3か月間、保育所などに通う子供の散歩コースを対象として、自治体、保育施設、道路管理者、県警察の4者合同で緊急安全点検を実施したところでございます。

緊急安全点検につきましては、164施設の316か所において実施いたしまして、その結果、276か所において安全対策が必要と認められたところです。このうち、警察が対応する箇所につきましては50か所でありました。内訳につきましては、停止線の塗り替えなど、安全施設の整備で対応するものが39か所、見守り活動や指導取締りで対応するものが11か所です。

扶川委員

164施設について、緊急安全点検を実施されたということで、迅速に取組をされたと思いますが、今後、どのように対応していくのか。予算が掛かるものや、道路管理者との協議が要るものもあるでしょうし、そのあたりの取組について教えてください。

住友交通企画課長

安全施設の整備で対応する39か所のうち6か所につきましては、対策を実施済みでございます。見守り活動や指導取締りで対応する11か所については、全ての箇所において対策を強化しております。

安全施設整備が必要な残りの33か所のうち28か所は、今年度中にも対策が完了する見込みであります。残る5か所については、道路管理者との協議や予算の都合などにより、直ちに対応することができないため、見守り活動などによって対応してまいることとしております。

扶川委員

対策をしていただくのは有り難いと思いますが、5か所の対策ができていない箇所について、参考までに勉強してみたいので、また具体的に教えてください。それらの箇所の対策が可能なかどうか、私も考えてみたいと思います。

それから、保育所等の関係者に対して、どのような安全指導をされたのか教えてください。

住友交通企画課長

県警察におきましては、これまでも、子供が安全に通行するためのルールやマナーが習得されるよう、保育所などの関係者や保護者と連携した指導を行ってきたところでございます。具体的には、実際の散歩コースにおける同行しての指導や、歩行中の危険性を疑似体験してもらうためのシミュレータ機器による体験型指導など、より効果が高いと認められる安全教育を推進しているところでございます。

特に、本年5月、多数の子供が被害に遭われた大津市の交通事故などを受け、保育所等や保護者に対して、より安全な通行方法を教示したり、車の通行が多い危険なコースや時間帯を避けた通行などを助言したところでございます。

扶川委員

これに関しては、適時、これからも指導等によって助けてあげてもらえたらと思います。

山本警務部理事官

先ほど扶川委員から、信号機の設置に関する予算の推移並びに設置に関する他県の状況等についての資料要求がなされたところでございます。

これにつきましては、資料の有無並びに公開の是非等につきまして、しっかりと精査した上で、後ほど委員長にお諮りしまして適切に対応したいと思っておりますので、よろしく願います。

岡田委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

小休します。（12時02分）

岡田委員長

再開します。（12時04分）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第15号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時04分）